

要配慮者の豪雨時の避難行動計画について

国土交通省 中部地方整備局 多治見砂防国道事務所 田中健貴^{※1}、伊藤美沙、野田翔平
(一財) 砂防フロンティア整備推進機構：〇河合水城、今井一之、増澤徳親
(現所属 ※1：国土技術政策総合研究所砂防研究室)

1. はじめに

平成30年7月豪雨を受け国土交通省は「実効性のある避難を確保するための土砂災害対策委員会」を設置し、令和元年5月に実効性のある避難を確保するために国が取り組むべき施策を示している¹⁾。

住民避難の実効性の確保(平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について、H30.12：中央防災会議)における提言、災害対策基本法の改正(令和3年5月施行)による避難行動要支援者(以下、要支援者という)の個別避難計画の作成促進を踏まえて、多治見砂防国道事務所管内の長野県南木曽町の要支援者(人工透析患者)を対象に、避難行動等について検討した。

本研究では、要支援者の家族、社会福祉協議会(ケアマネージャー含む)、南木曽町等が支援可能な内容をヒアリングし、関係者による意見交換結果を踏まえて、具体的な避難行動計画を検討した事例を報告する。

2. 要支援者の状況と土砂災害リスク

人口約3800人(令和)の南木曽町には在宅介護もしくは支援を受けている要支援者が約40名、その内の約20名が土砂災害警戒区域内に居住している。

その中で検討対象となった要支援者は介護度3の人工透析患者であり、平日はデイサービスの利用(3日間)、人工透析を最寄りの病院で3日間受けている。

それ以外是在宅で、家族の支援が無ければ屋外に出ることも不自由な状況にある。

図-1、2に示したように、要支援者宅は急傾斜地の土砂災害警戒区域に含まれ、谷沿いの崖の上に家が建っており、要支援者の居住スペースはその区域内にある。



図-1 要支援者宅を斜面下から望む

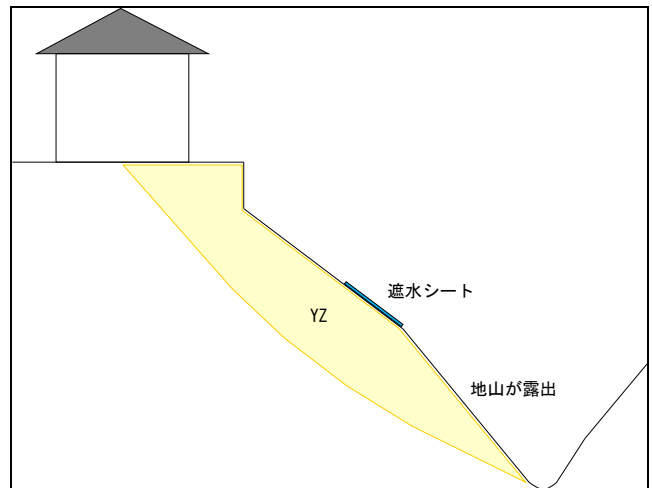


図-2 要支援者宅と土砂災害警戒区域の関係(イメージ)

3. 要支援者の避難行動に関する課題

今回検討した要支援者の豪雨時の避難行動は、高齢者等避難(レベル3相当)と避難指示(レベル4相当)の発令時における福祉避難所(デイサービスセンター)への事前避難行動と緊急安全確保(レベル5相当)の発令時の緊急避難行動についてである。

家族の方とのヒアリング結果を受けてとりまとめた要支援者の避難行動に関する課題を表-1に示す。

表-1 要支援者の避難行動

避難行動	課題
一緒に住んでいるご家族以外に要介護者の避難行動、避難所生活等を支援してくれる住民はいない	頼れる近隣住民はいないため、他の支援が必要になる
事前避難時に福祉避難所(デイサービスなど)に移動する場合、透析実施日かどうか、国道が通行止めかどうかを踏まえて避難を判断する	避難経路、避難のタイミング等、避難を判断する情報提供が必要
避難経路は全て土砂災害警戒区域を通ることになる	
緊急時に自宅外に避難する場合、要介護者が身を寄せられる場所は自家用車になる	緊急避難時の避難場所の確保

また、南木曽町、福祉関係者などへのヒアリングを実施し、要支援者の避難行動に関する支援内容等について確認した。その結果を表-2に示す。

表-2 南木曽町、福祉関係者の主な支援内容

災害時における町等の対応状況	支援内容
土砂災害警戒区域や浸水想定区域に居住される要介護者の方に気象情報や避難関連情報を町（住民課等）から直接伝えることはできない（ほとんどの職員が避難所に行っているため）	ケアマネジャーから避難に必要な情報を要支援者の家族に伝える
デイサービスセンターの利用が出来ない場合に、町から近くの福祉施設に予約することはできる	町からケアマネジャーに連絡を行い要支援者の家族に入所が可能な福祉施設を予約する
町は被災状況を確認し、要支援者も含めた避難場所の手配を行う	要支援者の家屋が被災した場合は町の災害担当者が連絡を行い、ショートステイの手配をする

4. 要支援者の避難行動計画

要支援者宅周辺の現地調査を踏まえて要支援者の実効性のある避難のために留意すべきものを表-3に示す。

検討した要支援者の避難計画（案）を図-3に示す。

土砂災害は命を脅かすことが多い災害であり、避難指示等の発令時には、危険な区域から一刻も早く立退き避

難を行う事前避難が基本と考え、事前の情報提供を町やケアマネジャーが担うことを確認することができた。

表-3 避難行動に関する主な留意事項

- 自宅は平屋のため斜面崩壊時には屋内避難も危険が伴う可能性があり、近所に親戚宅や知人等の身を寄せられる場所もないため、緊急時は車中避難が有効である
- 非常時（国道19号が規制中、病院もしくは福祉避難所に行けない状態）には妻籠の駐車場にドクターヘリ（長野県松本市）を呼ぶことになる

また、検討の取り組みを受けて、町職員やケアマネジャー等の土砂災害リスクの認識を高めるための支援の必要性も改めて確認することができたことから、地域に精通した土砂災害の専門家がアドバイザーとなり、町村や地域住民への支援を行うことが有効であると考え。

5. おわりに

本研究では、土砂災害に対する避難行動要支援者の個別避難計画を検討してきたが、今後はより実効性のあるものにするために、福祉関係者や南木曽町以外の地域住民が支援できるように要支援者の状況に加え、土砂災害リスクの認識を高めて頂き、日頃からのコミュニケーションの醸成を図っていくことが重要であると考え。

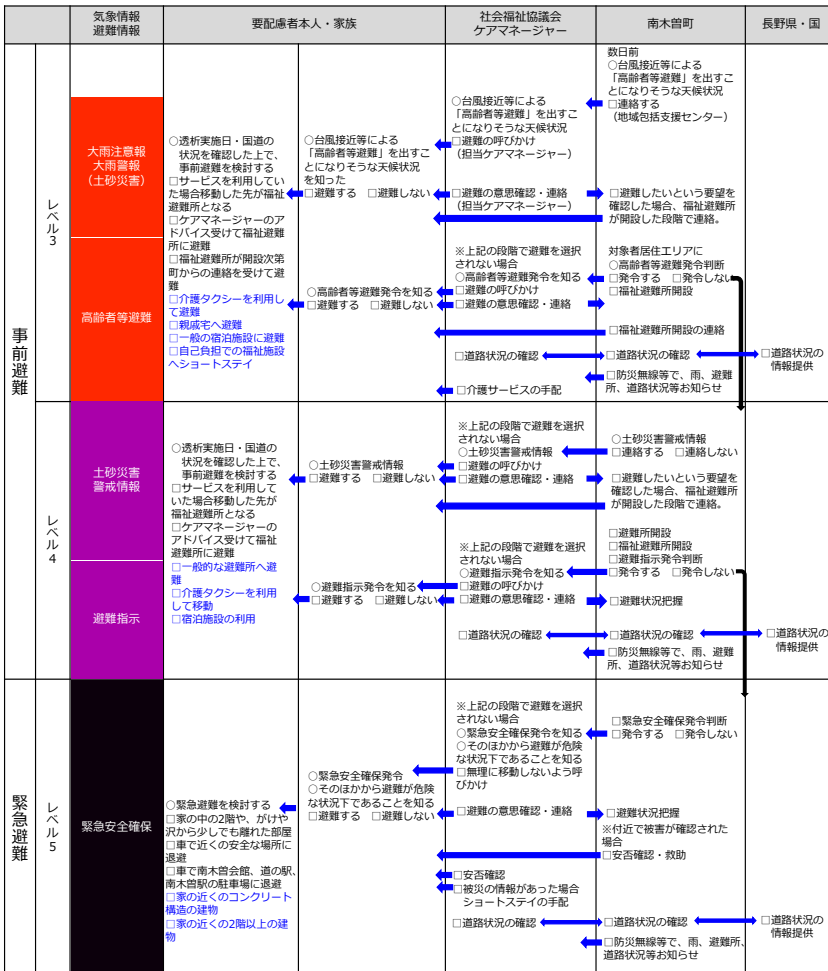
また、この計画は要支援者本人とその家族の方々に説明していないため、今後、その活動内容の確認、同意を得ていく必要がある。

南木曽町には他にも避難行動要支援者がいること、それぞれが抱える問題もあることが想定されることから個別の避難行動計画作成の水平展開も重要な課題である。以下に今後必要な対応を示す。

- 要配慮者の家族への個別避難計画に関する説明、理解度向上支援
- 避難行動要支援者への個別避難計画の策定支援
- 南木曽町の避難行動要支援対応に関する情報共有の連携体制を構築
- ケアマネジャーの災害時の対応を考慮した災害時ケアプランの作成支援

参考文献

- 1) 実効性のある避難を確保するための土砂災害対策検討委員会：実効性のある避難を確保するための土砂災害対策のあり方について報告書，令和元年5月



□●●●：要配慮者本人（家族）が対応しない行動（参考）

図-3 避難行動計画の検討事例